

議案第41号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年6月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第4号

専 決 処 分 書

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

大田原市長 津久井富雄

## 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例

大田原市都市計画税条例（昭和38年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第5項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項及び第6項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第7項から第9項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第10項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第14項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項第1号中「（以下「平成31年改正前の法」という。）」を削り、同項第2号中「平成31年度 当該」を「令和元年度 当該」に、「平成31年改正前の法」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同項第3号中「平成32年度 当該」を「令和2年度 当該」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「第19項」を「第18項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大田原市都市計画税条例（附則第3条において「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第12項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

（大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。